

お知らせ

【一部の提出書類における押印省略について】

令和4年7月1日以降、契約に係る提出書類の一部において、代表者印等の押印の省略が可能となります。押印省略する際、以下のとおり追加の記載が必要になります。

また、押印省略によるデメリット（※1）もありますので内容をご確認頂き、ご判断をお願い致します。

なお、**押印省略は義務ではなく、これまでどおりの押印処置でも問題ありません。**

提出書類 の対象 (※2)	押印を省略する場合の要領
・ 請書 (※3) ・ 入札書 ・ 委任状 ・ 見積書 ・ 計画書 ・ 同等品確認申請書 ・ 請求書	<p>(継続的な取引関係にある事業者様) 提出書類は代表者名並びに担当者の氏名及び連絡先を記載していただきます。 なお、必要に応じて電話等により書面内容の確認を行う場合があります。</p> <p>(新規又は継続的な取引関係以外の事業者様) 上記に加え、本人確認情報として身分証明書(運転免許証等)の提示及び写しを保管させて頂く場合があります。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"><div data-bbox="312 1178 847 1626" style="border: 2px solid black; border-radius: 20px; padding: 10px;"><p style="text-align: center;">【押印省略しない場合】</p><p>(例) 社印 北海道千歳市××××× 〇〇株式会社 代表者印 代表取締役 □□ □□</p><p style="text-align: center; color: red;">※社印は省略可</p></div><div data-bbox="850 1178 1479 1626" style="border: 2px solid black; border-radius: 20px; padding: 10px;"><p style="text-align: center;">【押印省略する場合】</p><p>(例) 北海道千歳市××××× 〇〇株式会社 代表取締役 □□ □□ 担当者：△△ △△ 電話番号：×××-××××-××××</p></div></div>

※1 押印省略の場合は、捨印が使えないため、書類に誤記等があった場合は、**再提出が必要なもの**又は提出書類が**無効**となる場合があります。

※2 他の提出書類についても、押印省略に向けて随時見直しを検討しています。

※3 請書の押印を省略する際は、収入印紙の消印は**署名**でお願いします。

不明な点があれば、下記までお問合せ下さい。